

Zero Fees にむけてのJIFAの取組み 2025

外国人材の責任ある受入れにあたって、国際労働基準に準拠し、手数料及び関連費用等の費用負担なく受け入れる仕組みを構築するため、課題と解決策について、様々なステークホルダーズの参加のもと、送出国の海外労働派遣関連制度との整合を図りながら検討してきました

JIFAも発足当時から会員となって、Zero Feesを検討を進めてきたJP-MIRAI（責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム）では、ベトナム公正で倫理的なリクルートイニシアティブ（VJ-FERI）を2025年4月から本格的運用を開始するに合わせ、認定NPO初の監理団体としてJIFAも登録のうえ、FERIガイドラインに準拠して、Zero Feesに向けた活動を開始します。

国際労働基準 International Labour Organization (ILO)

労働における基本的原則および権利に関するILO宣言(1998)
(未批准国も尊重、促進、実現の義務を負う)

- ・ 移民労働者条約 (公共職業紹介事業の無償など)
- ・ 民間職業仲介事業所条約 (労働者からの手数料他の徴収の禁止)

条約発効日：2000年5月10日（日本：1999年7月28日批准）

公正な人材募集・斡旋に関する一般原則・実務指針ならびに
募集・斡旋手数料及び関連費用の定義 (ILO, 2019)

政府の責任：手数料・関連費用の請求排除の措置

事業者の責任：手数料・関連費用の労働者からの徴収禁止

今後責任ある受入れが目指すべき方向 Zero Fees / 人権 Due Diligence

人権Due Diligenceは、人権侵害に関わるリスクを評価し、コントロールしようとするもの。

人権侵害の対象には、「過度の長時間労働」、「賃金の未払い」、「ハラスメント」といった、組織内で発生する問題だけでなく、「強制労働」、「児童労働」、「外国人労働者の権利侵害」といったサプライチェーン上で発生するグローバルな問題も含まれます。

ILOが定義する 募集・斡旋手数料・関連費用

請求・徴収の方法、時期、場所にかかわらず、雇用又は採用を確保するために募集・斡旋・選定の過程で発生するあらゆる手数料又は費用

⇒ **労働者負担なし**

募集・斡旋手数料

官民を問わず、人材紹介者が提供する求人と求職をマッチングする募集・斡旋サービスに対する支払等を含む。（賄賂、リベート、保証金、不正な費用、回収手数料、担保などの契約外費用、非開示の費用、水増しされた費用は不正費用として違法である）

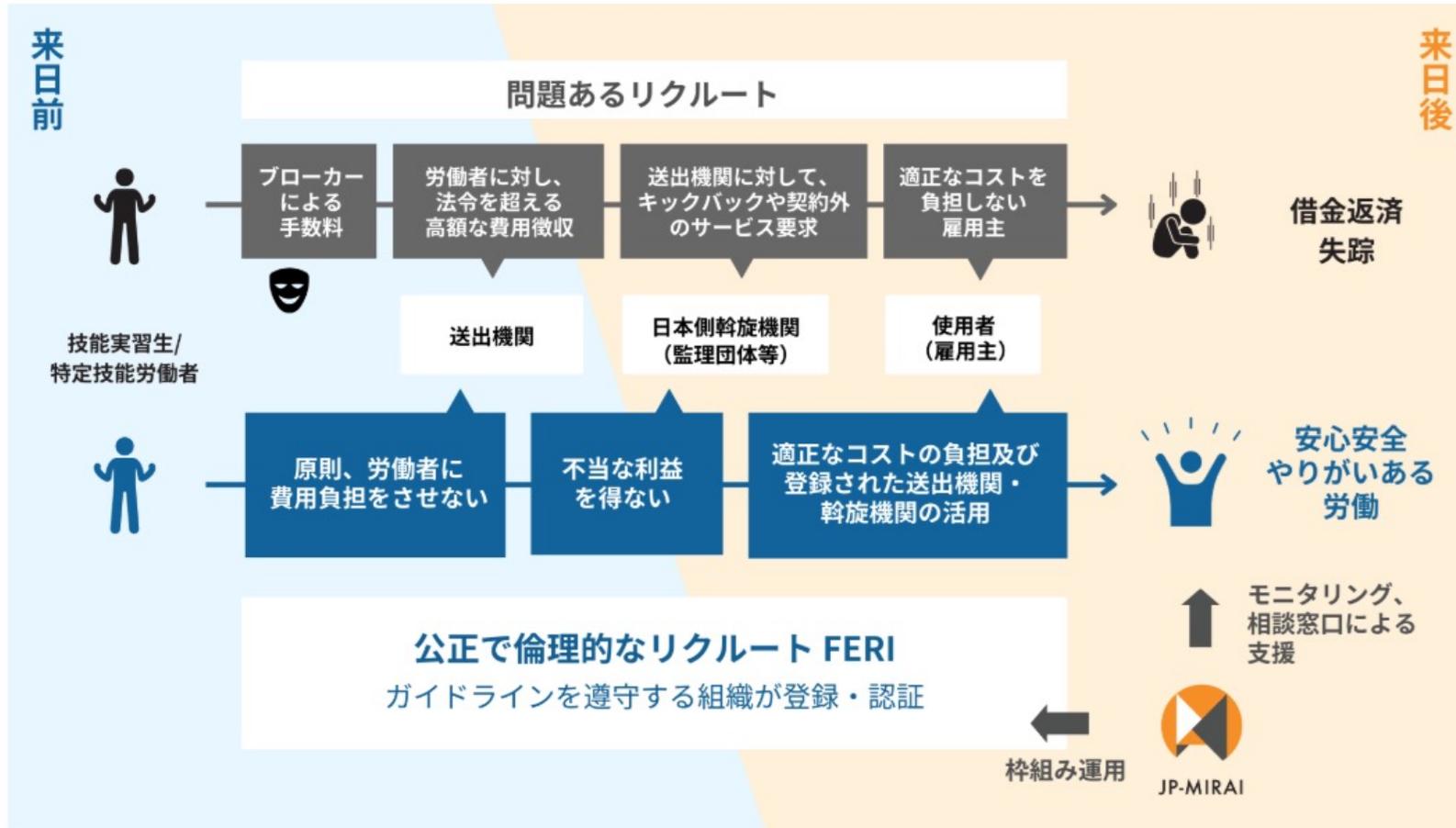
関連費用

- ① 医療費 健康診断、検査、予防接種
- ② 保険費
労働者の生命、健康及び完全について付保するための費用
- ③ 技能資格検定費
労働者の言語能力及び技能・資格の水準を検証し、もしくは特定地ごとの資格認定、照明または許認可を取得するための費用
- ④ 訓練・研究費
新規採用労働者の出発前または到着後研修を含む、必要な訓練を受けるための費用
- ⑤ 機材費 制服、保護具その他の機材にかかる費用
- ⑥ 旅費・宿泊費
訓練、面接、領事関係の手続き、転勤及び帰還または帰国に係るものを含む、募集・斡旋過程において国内的または国境を越えた渡航、宿泊及び生計に必要な経費
- ⑦ 管理費
募集・斡旋プロセスを遂行する目的でのみ必要となる申請・サービス費用。労働者の雇用契約、身分証明書、旅券、査証、身元確認、安全・出国検査、銀行サービスならびに就労・居住許可証の作成、取得または合法化のための代理及びサービスに係る手数料が含まれる

公正で倫理的なリクルートFERI

<https://jp-mirai.org/jp/feri/>

『公正で倫理的なリクルートイニシアティブ FERI (Fair and Ethical Recruitment Initiative)』とは、来日する技能実習生や特定技能労働者から、来日前の高額な費用を徴収しない『国際水準の移住労働者のリクルート』を促進するための民間主導の枠組みです。



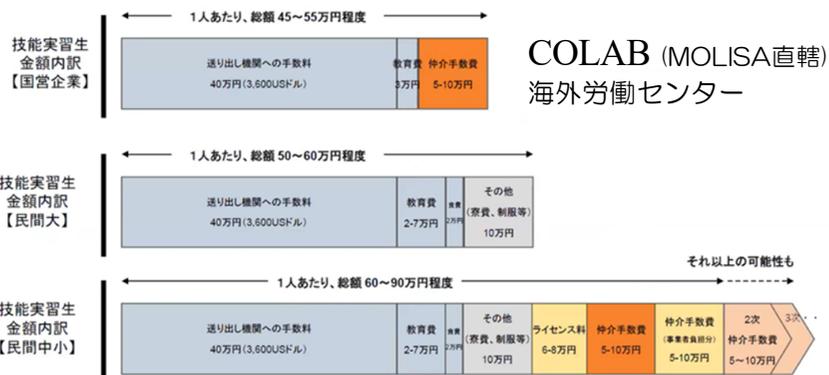
移住労働者に関する公正で倫理的なリクルートガイドライン 本文
https://jp-mirai.org/wp-content/uploads/pdf/20240628_reference_3.pdf



送出しに関わる①使用者（受入企業）、②斡旋機関（監理団体、登録支援機関）、③現地送出機関が、それぞれの「FERIガイドライン」に基づいて移住仲介機能を果たすことで、労働者が訪日前に手数料を払うことを防止します。

技能実習生の5分の1を占めるハティン・ゲアン両省の技能実習生の負担額がなぜ高いのか？

ベトナム技能実習生手数料負担額



- 北中部出身実習生の負担額が高い主な理由
- ① 適正な情報に乏しく、ブローカー等の不適切な誘いが未だに多い
 - ② 大手送し出し機関がリクルーターを多用し、草刈り場となっている
 - ③ 親族・教師・地元有力者・仲介者それぞれの段階で謝金が日常化している (各段階での仲介謝金・手数料)
 - ④ 頻発する水害等により貧しい農村地域であるため、借金が多く、高額な借金をするため、今までの借金を清算する必要がある
 - ⑤ 地元には優良な日本語学校や送し出し機関が少ない (寮費・交通費嵩む)
 - ⑥ 農業以外の前職経験が得られないため高額な偽造就業証明書が横行
 - ⑦ 二国間協定や通達に基づく手数料等の規制が徹底していない

★腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index - CPI)
 ベトナム87位 (39点) (10年前は112位) 日本18位 (73点)
 出典: Transparency International 2021

JP-MIRAI 第3回手数料研究会資料(2022)
 国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部長 是川様:
 「アジアの労働市場・移民労働の現状」より引用



コンテナ事件で命をおとした元技能実習生ファム・ティ・チャー・ミーさん (ハティン省カンロックの出身)



ベトナム 全国63省・市における2025年までの国民1人あたり域内総生産 (GRDP) の目標値

北中部のハティン省では、一人当たりの域内総生産 (GRDP) の2025年目標値は、ハノイ市やホーチミン市の3分の1 (ハティン省は台湾Formosa高炉・製鉄所が域内にあるため、農村地域のGRDPはさらに低い)



ハティン・ゲアン両省は農業が中心で発展が遅れ、政府は失業対策や経済対策の面から海外出稼ぎを奨励。63ある省と市のうち、この2省で海外派遣労働者全体の5分の1を超える。

英国のコンテナ事件では、亡くなった39人のうち31人が両省の出身

出典 <https://globe.asahi.com/article/14370697> Globe あるベトナム女性の夢 2021.06.16

<参考>ベトナム新海外労働者派遣法 日本関連規定

ベトナム政府は、2020年11月13日付で、契約に基づいて外国で就労するベトナム人労働者法（Law No.69/2020/QH14、以下「新海外労働者派遣法」）を公布。新海外労働者派遣法は、ベトナム人労働者の送り出し事業に関する法規制について定めるものであり、旧法を14年ぶりに改正。

また、ベトナム政府は、2021年12月10日付で、海外労働者派遣法における事業活動ライセンス等に関する条項の細則を定める政令（Decree No.112/2021/ND-CP、以下「新政令」）、及び2021年12月15日付で、海外労働者派遣法の詳細を規定する通達（Circular No.21/2021/TT-BLDTBXH、以下「新通達」）を公布。

新海外労働者派遣法及び新法令は、2022年1月1日から施行。新通達は2022年2月1日から施行。日本への入国手続においては7月1日から全面適用。

○ 新海外労働者派遣法 Law69/2020/QH14号 2020年11月13日

第23条 サービス料

2. サービス企業が労働者から収受するサービス料

d) 労働者受入国側がサービス料を支払った場合、合意されたサービス手数料に比して不足している金額のみが労働者から収受されること。

4. 労働者から収受されるサービス料の上限額

サービス料は契約に基づく労働者の賃金の3か月分を超えてはならない

○ 新政令 No:112/2021/ND-CP 2021年12月10日

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律の細則及び施行措置を規定する政令

第29条 労働者による寄託金の上限額 付録II

一部の市場・業種・職種における労働者による寄託金の上限

- 1 台湾（中国） 遠洋漁船及び輸送船の乗組員 寄託金無し
他の業種、職種 1200万 VND
- 2 韓国 遠洋漁船及び輸送船の乗組員 寄託金無し
他の業種、職種 3600万 VND
- 3 日本 すべての業種、職種 寄託金無し

○ 新通達 Circular No.21/2021/TT-BLDTBXH 2021年12月15日

第7条 仲介契約に基づく報酬上限額

付録X 日本（全業種及び職種） 仲介契約に伴う報酬上限 0 VND

第8条 仲介契約に基づく報酬上限額

付録XI 日本 労働者より収受するサービス料上限

技能実習生3号（サービス企業及び監理団体に変更がない場合） 0 VND
特定技能労働者 0 VND

労働者が負担するサービス手数料 計算例

賃金が16万円/月・送出し管理費5,000円の場合

$160,000円 \times 3月 - 5,000円 \times 36 = 300,000円$

介護職種の場合（送出し管理費10,000円）

$160,000円 \times 3月 - 10,000円 \times 36 = 120,000円$

受入企業の送出し管理費3年分を想定して、初めから3年分を減算した金額について、労働者に負担させると理解されている

外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約の全期間に相当するサービス料を支払った労働者が、労働者に帰すべきでない事由により契約期間終了前に途中で帰国した場合、サービス企業は労働者に対して外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約の残りの期間に相当するサービス料及び金利の日割分を返済しなければならない。（新海外労働者派遣法第23条第3項）

* サービス手数料の支払時期は、労働傷病兵社会問題省によって労働者供給契約が承認され、かつ外国で働くベトナム人労働者を派遣する契約が締結された後

註）新海外労働者派遣法第55～59条「契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者のための保証」は日本には適用されない。

未払いサービス料や利息、契約違反による損害補償費用は都度請求することとなるか？

日本には適用されない

法第59条 サービス企業、事業単位は、保証債務の履行を確保するため、保証人との合意により、財産による担保措置を設定することができる。

通達第10条 保証契約

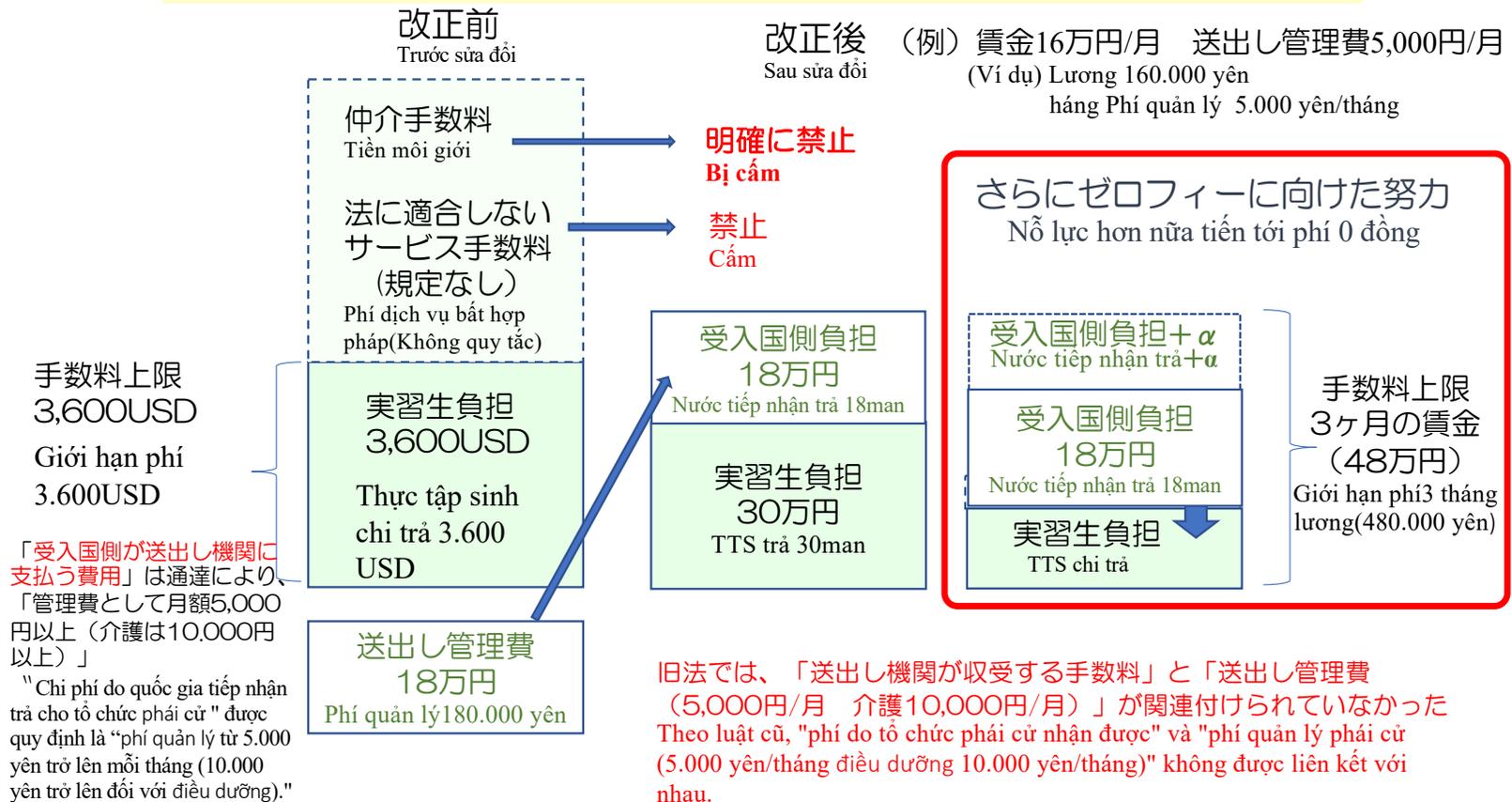
- ・被保証人：契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者
- ・保証受領人：契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者を派遣するサービス企業
- ・保証範囲 保証範囲は被保証人の以下の義務の一部又は全てである
 - a) 被保証人の未払いサービス料の支払；
 - b) 被保証人の契約違反によって生じた損害補償費用の支払；
 - c) 支払時の支払延滞期間に相当する関係者の合意による信用機関のベトナムドンの無期限預金の金利に基づき計算される保証範囲内の金額の支払延滞による利息の支払。

契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律 主な改正内容

容 Pháp luật liên quan đến người lao động Việt Nam đi làm việc ở nước ngoài theo hợp đồng Nội dung sửa đổi chính

日本の場合 仲介契約に伴う報酬上限 0 VND
 Đối với Nhật Bản 労働者による寄託金の上限 0 VND

Giới hạn trên của thù lao liên quan đến hợp đồng môi giới 0 VND
 Tiền ký quỹ tối đa của người lao động 0 VND





ILO条約181号の適用に関する厚生労働省の見解*

「ILO条約181号に関して日本も批准国だが、批准国である日本国内の民間の仲介業者が直接もしくは間接的に労働者から手数料などを徴収してはいけないと定めたものと認識している。そうではない外国の送出し機関等がその国の求職者から手数料を徴収するということまでは禁止するものではないと理解している。二国間取決め（MOC）に関しては、相手国が条約を批准していない場合には、相手国はこの条項を遵守する義務を負っているとは言えないため、MOCの中で規定することは、相手国の国内法令の整備等を要するものであり困難であると考えている。」

*引用 <https://morinaga-shinko.com/info/online/2021/index.html>

公益財団法人 森永酪農振興協会（2021年度）講演会記録

「外国人労働者受入れの現状と課題 ～ビジネスと人権&持続可能性から考える～」

公益社団法人 自由人権協会 理事 旗手 明 氏

Q4：「労働者から手数料又は経費を徴収してはならない」とするILO条約181号（民間職業仲介事業所）を批准してる日本が、借金を背負った技能実習生を受け入れるのは、条約違反にはならないのでしょうか。

A4： この点に関して、ILO条約を司る厚生労働省は、以下のように回答しています。

「ILO条約181号に関して日本も批准国だが、批准国である日本国内の民間の仲介業者が直接もしくは間接的に労働者から手数料などを徴収してはいけないと定めたものと認識している。そうではない外国の送出し機関等がその国の求職者から手数料を徴収するということまでは禁止するものではないと理解している。二国間取決め（MOC）に関しては、相手国が条約を批准していない場合には、相手国はこの条項を遵守する義務を負っているとは言えないため、MOCの中で規定することは、相手国の国内法令の整備等を要するものであり困難であると考えている。」

私としては、これでは相手国の取扱いを通じて実質的にILO181号条約に違反する事態を容認しているものと言わざるを得ず、二国間取決めにおいて募集・あっせんにかかる費用のすべてを雇用主負担とすべきものと考えています。



ILO181の批准国ではない

フィリピンの海外労働者採用における リクルートフィーの労働者負担禁止

REVISED POEA RULES AND REGULATIONS GOVERNING THE RECRUITMENT AND EMPLOYMENT OF LANDBASED OVERSEAS FILIPINO WORKERS OF 2016

2016年の陸地で勤務する海外フィリピン人労働者の募集と雇用を管理する POEA 規則と規則の改訂

<https://asean.org/wp-content/uploads/2016/08/Revised-POEA-Rules-And-Regulations.pdf>

1か月の基本給に相当する採用手数料に上限が設けられている。

ただし、家事労働者、船員、および斡旋料の徴収が禁止されている国で採用された労働者には、料金を請求することはできません。

SECTION 143. Grounds for Imposition of Administrative Sanctions Against a Licensed Recruitment

g 法律、政策または慣行のいずれかにより、一般的なシステムが配置および募集手数料の請求および徴収を許可しない国への配属のための配属手数料の請求および徴収。

罰則: ライセンスの取り消しと、労働者から徴収した斡旋料および斡旋料の返還。
徴収額から年率 6% の利息が付く。

出典: A global comparative study on defining recruitment fees and related costs

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---cd_protect/---protrav/---migrant/documents/publication/wcms_761729.pdf

*フィリピンは、全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約を1995年に批准している。



ILO181の批准国ではない

ドイツの海外労働者採用における リクルートフィーの労働者負担禁止

Germany

This policy applies to both national and international recruitment of workers. The charging of recruitment fees and/or related costs to the worker is prohibited. This policy applies to temporary agency workers only.

Extract of relevant policies

According to Article 9(1)(5) of the Temporary Employment Act, workers may not be charged any fees by the agency for placing them on the job.

Link to relevant policy

[Gesetz zur Regelung der Arbeitnehmerüberlassung \(Arbeitnehmerüberlassungsgesetz - AÜG\), zuletzt geändert 2020 .](#)

ドイツ

このポリシーは、国内および国際的な労働者の募集に適用されます。採用手数料および/または関連費用を労働者に請求することは禁止されています。このポリシーは、派遣労働者のみに適用されます。

関連政策の抜粋

派遣法第9条第1項第5項によると、労働者は、彼らを仕事に就かせるために代理店から手数料を請求されることはありません。

出典：A global comparative study on defining recruitment fees and related costs

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_protect/---protrav/---migrant/documents/publication/wcms_761729.pdf